

重度心身障がい（児）者医療証について

重度心身障がい（児）者医療証をお持ちの方の自己負担については、次のとおりとなります。

医療費の1割 + 入院時食事療養費	
①所得税課税	【上限額】 ○ 外来・調剤・訪問看護 医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに、 1 カ月につき上限 14,000 円（※1） [年間上限 144,000 円（※2）] （医療証の提示がないと、上限額が 18,000 円 となります。※3）
	○ 入院 医療機関ごとに、 1 カ月につき上限 57,600 円 [多数回 44,400 円（※4）]
②所得税非課税	自己負担無し （入院時食事療養費除く）

※1：平成30年8月以降も14,000円となります（昨年度お知らせした内容から変更となりました）。

※2：8月～翌7月までの1年間の上限額

※3：8月から1割負担の保険証、高齢受給者証をお持ちの方の月額の上限額が変更となります。

（1医療機関の外来の上限額14,000円→8月より18,000円）

※4：過去12ヶ月に3回以上上限まで支払った場合の、4回目以降の上限額

また、平成30年8月より、上記①に該当する後期高齢者医療制度（1割負担）加入者も重度心身障がい（児）者医療証の交付対象となります（自己負担は上記①と同じ）。

※医療証の提示がないと、月額の外來・調剤・訪問看護の上限額は18,000円になります。

医療証は、必ず保険証と一緒に医療機関窓口に提示してください。

平成 30 年 8 月

山 形 県
酒 田 市